

竹原市民間提案制度募集要項
(ネーミングライツ (随時募集))

令和8年8月

竹原市 総務部 財政課

目次

1	はじめに.....	1
2	制度概要	1
3	提案募集の種類.....	1
	(1) 自由提案型（随時募集）	1
	(2) 対象施設一覧.....	2
4	スケジュール.....	2
5	募集要件.....	3
	(1) 提案内容.....	3
	(2) 提案資格.....	3
	(3) ネーミングライツの契約期間.....	3
	(4) ネーミングライツ料.....	3
6	提案前の対話及び現地見学.....	4
	(1) 提案前の対話.....	4
	(2) 現地見学.....	4
7	提案手続.....	4
	(1) 提案書の受付.....	4
	(2) 提出書類.....	5
	(3) 留意事項.....	5
8	市による内容確認.....	6
9	公募公告.....	6
	(1) 公募公告の実施.....	6
	(2) 公告期間.....	6
	(3) 公告内容.....	6
	(4) 追加提案の受付.....	6
	(5) 既提出提案の取扱い.....	6
10	審査委員会.....	6
11	提案の審査方法及び審査基準.....	7
	(1) 一次審査.....	7
	(2) 二次審査.....	7
	(3) 提案内容に関する審査基準.....	7
	(4) 事業実施契約締結.....	7
	(5) 事業実施及び評価.....	8
12	その他	8
	(1) 失格事項.....	8
	(2) 法令等の遵守.....	8
	(3) 契約の解除等.....	8
	(4) 不可抗力等.....	8

1 はじめに

本市では、人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の老朽化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした状況の中で、限られた財源の中でも市民サービスを維持・向上させていくためには、民間事業者との連携（公民連携）を積極的に活用することが不可欠となっています。

本市ではこれまでも、指定管理者制度や包括管理委託など、さまざまな手法を導入してきました。

その一環として、公共施設の価値向上を図る手法の一つとして、ネーミングライツ制度を導入しています。

本募集要項は、本市が保有する公共施設に係るネーミングライツについて、民間事業者から広く提案を募集し、財源の確保、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とするものです。

2 制度概要

民間提案制度は、本市が保有する公共施設の価値向上を図るため、民間事業者から提案を募集し、市に新たな財政負担を生じさせないことを前提として事業化を図る制度です。

なお、本募集要項では、自由提案型ネーミングライツのみを対象とします。

自由提案型は、民間事業者等からの提案を年間を通じて随時受け付けるものです。

提出された提案については、市において公共性、妥当性及び実現可能性を確認し、適当と認める場合には、公募公告を行い、他の提案と併せて審査対象とします。

採択された場合は、施設所管課と詳細協議を行い、協議が整えば随意契約により事業を実施します。

3 提案募集の種類

(1) 自由提案型（随時募集）

本市が保有する小規模で地域に密着した施設に対し、幅広く地域貢献活動の一環としてのネーミングライツの提案を募集するものです。

提案が提出された場合、市は内容を確認し、公共性、妥当性及び実現可能性が認められると判断したときは、当該提案を20日間（閉庁日を含む。）公告し、公募を行います。

公告期間中に他の提案があった場合は、併せて審査対象とします。

提案内容が公共性、妥当性及び実現可能性を有すると認められる場合には、

審査委員会に付議します。

【他自治体における事例】

- ・ 自社（店舗）の前にある市道や歩道橋に自社名を冠した呼称を設定したもの

※ 教育・保育施設、庁舎、一定の集客力のある大型の施設等は「自由提案型ネーミングライツ」の対象外となります。

	対象施設	対価
自由提案型 (随時募集)	・ 小規模で地域に密着した施設	・ 金銭

(2) 対象施設一覧

自由提案型の対象となる施設については、提案前の対話において御相談ください。

4 スケジュール

本市では、自由提案型を通年で随時受け付けるとともに、スケジュールは次のとおりです。

自由提案型（随時募集）

段階	工程	内容	日程	提出(申込)先
①	提案前対話 (公告前：必須)	提案内容の確認・条件整理	随時	財政課
②	現地見学(任意)	施設の現況や周辺の環境等 確認	施設所管課との 対話後	施設所管課
③	提案書提出	事業者が提案書を提出	随時	施設所管課
④	市による内容確認	公共性、妥当性及び実現可能性の確認	提出後速やかに	
⑤	公募公告	提案内容を公告し、他の提案も受け付ける（透明性確保）	20 日間（閉庁日を含む。）	
⑥	提案前対話(公告期間中)(任意)	提案内容の確認・条件整理 (任意)	公告期間中	財政課
⑦	現地見学(公告期間中)(任意)	施設の現況や周辺の環境等 確認	公告期間中	財政課
⑧	追加提案書提出	事業者が提案書を提出		財政課
⑨	審査委員会	公告期間終了後に審査を実施	公告終了後	
⑩	詳細協議	採択案について市と提案者が協議	審査後速やかに	

⑪	契約締結	協議成立後、随意契約を締結	協議成立後	
---	------	---------------	-------	--

5 募集要件

(1) 提案内容

提案内容は、本市が保有する公共施設に対するものとし、本市に新たな財政負担を生じさせないことを前提とします。また、竹原市広告掲載基準第3条に該当しないものとしします。

(2) 提案資格

提案資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人その他団体に限ります。

- ① 竹原市広告掲載基準第2条第1項に規定する業種及び事業者でないこと。
- ② 本市の指名除外措置を受けていない者であること。
- ③ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ④ 竹原市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者であること。
- ⑥ 投機的商品に関する業種
- ⑦ 占い又は運勢判断に関する業種
- ⑧ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑨ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- ⑩ 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- ⑪ 提案内容を実施するに当たり、必要な許可、認可を有するなど、必要な履行能力を有する者であること。

(3) ネーミングライツの契約期間

ネーミングライツ事業の契約期間は、施設の性格、指定管理期間等を考慮し、3年から5年の範囲内で決定するものとしします。

(4) ネーミングライツ料

提案者が提案した金額とします。本制度は、民間事業者から提案を募集し、事業化を図る制度であるため、市の希望価格は設定しません。提案金額の妥当性については、審査会において総合的に判断するものとしします。

ネーミングライツ料は、4月1日から翌年3月31日までの期間で年額を計算します。

6 提案前の対話及び現地見学

(1) 提案前の対話

施設の状況やネーミングライツに関する条件等を確認し、より実現性の高い提案としていただくため、施設所管課と提案前の対話の実施を必須としています。

なお、公告期間中に提案する場合においては、提案前の対話の実施は任意とします。

① 提出書類 「様式1 提案前の対話申込書」

② 提出方法 事務局（財政課）のメールアドレスへ提出してください。

メールアドレス zaisei@city.takehara.lg.jp

電話番号 0846-22-7731

提案前の対話申込書の到達については、対話申込後、できるだけ速やかに電話により事務局（財政課）へ確認してください。

③ 対話期間 随時受け付けます。

対話希望日は、対話申込日の翌日から起算して3開庁日目以降としてください。

(2) 現地見学

施設所管課との対話後、施設の現況や周辺の環境等について実際に確認するため、現地見学をしていただくことが可能です。

希望される場合は、対話をした施設所管課に連絡し、日程調整してください。

7 提案手続

(1) 提案書の受付

① 提出方法

対話をした施設所管課に持参又は郵送

なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限ります。

② 提出期間

随時受け付けます。

本募集は、やむを得ない事情等により、変更又は中止する場合があります。この場合においては、市ホームページ等により周知します。

※ 持参の場合、受付時間は開庁日の9時から17時までとします。

※ 郵送の場合、提出期間最終日の17時までに必着とします。

ただし、提出された提案が公告対象と判断された場合、市は 20 日間（閉庁日を含む。）の公募期間を設定し公告します。

※ 公告期間中に提案する場合は、対話の実施の有無にかかわらず提案書を提出することができます。

(2) 提出書類

	提出書類	様式	概要	部数
①	提案書兼誓約書	様式 2		1
②	提案内容補足資料	任意	※A 4 用紙 10 ページ以内	1
③	法人登記事項証明書		現在事項全部証明書（写し可） ※提案日前 3 か月以内に発行されたもの	1
④	印鑑証明書		写し可 ※提案日前 3 か月以内に発行されたもの	1
⑤	財務諸表		直近 3 か年に作成された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の写し ※社会福祉法人等の場合は、上記に準じる書類を添付すること	1
⑥	役員等一覧	様式 3		1
⑦	市税納税証明書		竹原市税の完納証明書（写し可） ※提案日前 3 か月以内に発行されたもの ※本市に納税義務が無い者は「様式 4 申立書」	1
⑧	その他納税証明書		国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号)別紙第 9 号その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し ※提案日前 3 か月以内に発行されたもの	1

※ 様式は、市ホームページから入手してください。ホームページでの入手が難しい場合は、対話をした施設所管課又は事務局（財政課）までお問い合わせください。

(3) 留意事項

- ① 提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- ② 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類等は返却しません。
- ③ 提案内容について、関係部署、その他関係者と協議を行うため、提出書

類を共有する場合があります。

- ④ 提案種類等について不明瞭な点や事実誤認がある場合は、事務局（財政課）又は施設所管課から提案者に対して、資料の補正、追加資料の提出、提案内容に関するヒアリングの実施等の対応を依頼することがあります。
- ⑤ 提案書類等について、提出後の内容の修正及び差替えは、原則として認めません。
- ⑥ 審査の結果、いずれの提案についても採択されない場合があります。

8 市による内容確認

提出された提案については、施設所管課及び事務局（財政課）において公共性、妥当性及び実現可能性を確認するとともに、本制度の趣旨との適合性を踏まえ、公告の対象とするか否かを判断します。

9 公募公告

(1) 公募公告の実施

市は、民間提案の透明性及び競争性を確保するため、提出された提案について適当と認める場合は、公募公告を実施します。

(2) 公告期間

公告期間は、本公告の日の翌日から起算して20日間（閉庁日を含む。）とします。ただし、提出期間の末日が閉庁日に当たるときは、その翌開庁日を提出期限とします。

(3) 公告内容

公告においては、対象施設、提案内容の概要、提案方法その他必要な事項を市ホームページ等により公表します。

(4) 追加提案の受付

公告期間中は、当該提案に対する追加提案を受け付けるものとし、当該期間内に提出された全ての提案について審査を行います。

(5) 既提出提案の取扱い

公告前に提出された提案については、本公告に基づく提案として取り扱います。

10 審査委員会

提案内容の審査は、竹原市広告掲載要綱に定める審査委員会において行うものとします。

審査に当たっては、施設所管課の長を当該審査に係る委員として加えるものとします。

11 提案の審査方法及び審査基準

(1) 一次審査

施設所管課が、提案資格を満たしているかなどの形式審査及び提案内容に関する書類審査を行い、意見書を作成します。

意見書の作成は、(3)に定める審査基準を参考に、対象施設の管理運営、利用者への影響その他必要な観点から行うものとします。

なお、一次審査において、12(1)に掲げる失格事項に該当することが判明した場合、二次審査は行いません。

(2) 二次審査

審査委員会において、施設所管課が作成した意見書を踏まえ、(3)に定める審査基準に基づき採点を行い、審査委員の得点を平均した点数が最も高い提案を選抜します。

最高得点者が複数となった場合は、審査項目のうち「ネーミングライツの対価」の得点が高いものを上位とし、当該得点も同じである場合は、審査委員会における協議で決定します。

提案者が1者の場合であっても、審査を行うものとします。

審査の結果は、提案者に対して事務局（財政課）から文書又は電子メールで通知します。なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。

また、提案件数及び採択件数のほか、選抜された提案について、提案者名、提案概要等について公表します。

(3) 提案内容に関する審査基準

審査項目	主な視点	配点
提案企業の経営状況	・経営基盤が安定しているか ・財務状況が健全であるか	10点
呼称の妥当性	・市民が親しみやすく、呼びやすい呼称となっているか ・施設の目的やイメージに合致しており、公序良俗に反したものでないか	30点
ネーミングライツの対価	・金銭の対価がより高額な価格提示であるか	60点

※ 審査委員の得点を平均した結果、いずれか1項目でも0点となる場合又は「ネーミングライツの対価」を除く審査項目の合計が30点未満となる場合は、当該提案を選抜しません。

(4) 事業実施契約締結

提案者を事業実施者として、提案内容を踏まえ契約条件について協議を

行います。

協議が整い次第、随意契約により事業実施契約を締結します。

なお、提案内容実現のために議会の承認又は議決が必要になる場合は、解除条件付きの仮契約を締結します。

(5) 事業実施及び評価

事業実施者は、事業開始後も必要に応じて市と連携し、事業を円滑に実施するように努めてください。

事業の実施期間は、審査委員会で認められた期間とし、期間の更新を行う場合は再度審査委員会の承認が必要となります。

12 その他

(1) 失格事項

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 事業実施契約締結までの間に、5(2)に定める提案資格を満たさなくなった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に定める手続を遵守しない場合
- ⑤ 事務局（財政課）及び施設所管課に協力しない場合
- ⑥ 提案の取下げ（辞退）があった場合（様式5 辞退届の提出が必要です。）

(2) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に関係法令・条例等に適合していることを確認してください。事業実施時において法令等に適合していることに関する責任は、提案者に帰属することとします。

(3) 契約の解除等

市は、次のいずれかに該当すると認める場合は、契約を解除し、又はネーミングライツの表示の変更若しくは中止を求めることができます。原状回復に必要な費用は、提案者が負担するものとします。

- ① 提案者又はその役員等が、法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- ② 提案者の社会的信用を著しく損なう事由が生じ、市のイメージ又は公共施設の公共性に重大な影響を及ぼすと認められる場合
- ③ 契約に基づく義務（対価の支払いを含む。）を履行しない場合
- ④ その他、市がネーミングライツ事業の継続が適当でないと認める場合

(4) 不可抗力等

天災地変、施設の休止又は廃止その他市又は提案者の責めに帰すること

ができない事由により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合は、市及び提案者が協議の上、契約内容の変更、契約の全部若しくは一部の解除又はネーミングライツの表示の変更若しくは中止を行うことができるものとします。